

社会保険未加入対策推進北海道地方協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、社会保険未加入対策推進北海道地方協議会（以下「北海道地方協議会」という。）という。

(目的)

第2条 北海道地方協議会は、工事現場の生産で要となる技能労働者の雇用改善及び企業間の健全な競争環境の整備の実現に向け、建設業における社会保険未加入対策について関係者の取組状況の情報共有等を行うことにより、北海道ブロックの元請企業・下請企業・建設労働者・行政といった関係者が一体となって、社会保険加入の徹底をきめ細かく推進することを目的とする。

(活動内容)

第3条 北海道地方協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 社会保険未加入対策に関する関係者の取組状況の情報共有及び意見交換
- 二 社会保険加入の徹底に向けた周知及び啓発
- 三 その他北海道地方協議会の目的を達成するために必要な活動

(構成員)

第4条 北海道地方協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 別表に掲げる団体
 - 二 北海道
 - 三 北海道厚生局
 - 四 北海道労働局
 - 五 日本年金機構北海道ブロック本部
 - 六 北海道開発局
- 2 新たに構成員となろうとする者は、次条に規定する会長の承認を得て構成員となる。

(会長等)

第5条 北海道地方協議会に会長及び会長代行を置く。

- 2 会長は、北海道開発局事業振興部長をもって充て、議事を整理する。
- 3 会長代行は、北海道開発局事業振興部調整官をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長から委任を受けたときは、その職務を代行する。

4 会長及び会長代行の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

(北海道地方協議会の招集)

第6条 北海道地方協議会の招集は、会長が行う。

2 北海道地方協議会は、年1回以上開催する。

(ワーキンググループ)

第7条 北海道地方協議会の円滑な運営に資するため、北海道地方協議会にワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループは、第4条第1項に掲げる構成員のうち、会長が指定したものにより組織する。

3 ワーキンググループは、必要があると認めるときは、前項に掲げた者以外の者の出席を求めることができる。

4 ワーキンググループに関して必要な事項は、ワーキンググループにおいて定める。

(事務局)

第8条 北海道地方協議会の事務は、北海道開発局事業振興部建設産業課が行う。

(雑則)

第9条 本規約に定めるもののほか、北海道地方協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

2 北海道地方協議会開催に係る諸謝金等の支払いについては、行わない。

附 則

この規約は、平成24年8月1日より施行する。